

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し等  
（令和3年度から適用）

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置を講じる。

- ① 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、寡婦控除と同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。
- ② 寡婦（夫）控除の適用について、寡婦（女性）に寡夫（男性）と同じ所得制限（合計所得金額500万円以下）を設ける。
- ③ 寡婦（夫）の要件について、住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く。（「夫（未届）」など）
- ④ 子ありの寡夫（男性）の控除額（改正前所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（女性）と同額（所得税35万円、住民税30万円）とする。
- ※①～④に該当する者の非課税限度額を135万円とする。（平成31年度改正済）

（去中の数字は個人住民税に係る所得控除の額(万円)）

		現行				改正後					
		死別		離別		死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万円	
本人が女性	扶養親族 有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
		無	26	—	—	—	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族 有	子	26	—	26	—	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額500万円＝年収678万円

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする

→ 上記により全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現。ただし、上図青囲み箇所（扶養する子どものいない所得500万円以下の寡婦）に対する所得控除は、寡婦控除の元々の制度趣旨である「戦争未亡人等に対する配慮」の観点から存続。

したがって改正後は、「ひとり親控除」「寡婦控除」の二本立ての体系となる。